

別記3

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）実施要領

第1 目的

この事業は川上から川下までの連携により生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく、間伐等の森林施業の実施に必要な林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備を支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、事業を所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。

なお、事業計画書は原則市町村単位で作成するものとする。

また林業専用道（規格相当）整備については、国実施要領の別表1のIの1の3「路網整備」の（2）の①のイの「チェックリスト」を事業計画書に添付すること。

- 2 事業計画において、取り組みの内容、手法及び間伐等計画を明示するとともに、路網密度の目標値を設定することとする。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査するとともに、事前点検シート（路網整備）（別紙様式1号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長等は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、変更事業計画を作成し知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。

- （1）路線の新設又は廃止
- （2）路線ごとの開設延長の30%を超える減少
- （3）事業量の増又は定額単価の増により補助金又は交付金の増額申請を行う場合
- （4）林業専用道（規格相当）整備において、路線の傾斜区分を変更する場合

- 2 知事は変更内容を審査し、やむを得ないと認めたときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業内容・採択基準等

交付金の事業内容等は、国実施要綱の別表1のIの1「路網整備」によるものとし、交付金交付対象経費は国実施要領の別紙1のIの1の(3)路網整備によるものとする。採択基準等は、国実施要領の別表1のIの1の3「路網整備」の(1)に基づくほか、県実施要領の別表1の3「路網整備」によるものとする。

第6 調査設計・施工管理

林内路網整備にかかる調査設計・施工管理は、林業専用道（規格相当）については「新潟県林業土木工事標準仕様書」及び「新潟県林業土木業務委託標準仕様書」によるものとし、森林作業道については「新潟県森林作業道開設基準」（平成23年7月12日付け林第377号）によるものとする。

第7 交付金交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 手戻工事

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

4 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

第8 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査又は完了確認を行うものとする。

完了検査又は完了確認の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年

11月20日付け新潟県告示第1591号) 」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号) 」等に基づいて行うものとする。

第9 施設の管理等

- 1 事業実施主体は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」「同施行令(昭和30年政令第255号)」等、国、県の関係通達等に従うほか、管理運営については国要領の別表1のIの1の3「路網整備」の(2)の①のエに従い行うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設について、県実施要領の別記に掲げる期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に転用承認申請書(別紙様式4号)又は管理主体の変更承認申請書(別紙様式5号)を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに災害報告(別紙様式6号)を知事に提出するものとする。

第10 設計・技術審査会に関すること

- 1 林業専用道(規格相当)整備を実施する路線の施工地を管内とする地域振興局(施工地が東蒲原郡阿賀町の場合にあつては、新潟地域振興局津川地区振興事務所)に、国実施要領の別表1のIの1の3「路網整備」の(2)のアの(ア)に基づく設計・技術審査会(以下「審査会」という。)を設置することとする。

なお、審査会の設置については、本事業実施要領別記3の2による。

- 2 事業実施主体は、当該事業により林業専用道(規格相当)整備を実施しようとするときは、事業計画書の提出前に、承認申請書(別紙様式7号)を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、審査会の承認後に路線の傾斜区分を変更しようとするときは、変更事業計画書の提出前に、変更承認申請書(別紙様式7号の2)を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 審査会は、承認申請書及び変更承認申請書の審査結果を、別紙様式8号により知事に報告するものとする。
- 5 事業実施主体は、林業専用道(規格相当)整備に係る事業計画書を提出しようとするときは、審査会が承認した報告書をあわせて添付するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし提出部数は2部(知事1部、地域振興局長等1部)とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)」第3条第1項によって地域振興局長

等に執行が委任された事業については、第7及び第8において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、平成30年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

別紙様式1号（事前点検シート（路網整備））

事業種目：

事業実施主体：

施工地：

路線名：

確認日：

確認者：

	項目	チェック欄	備考
(1)	各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか ※例 地域森林計画、市町村森林整備計画 新潟県（市町村）総合計画		
(2)	合意形成・連携・調整	—	
	ア 事業実施関係者（県、市町村、実施主体等）で調整が図られているか		
	イ 地域住民との合意形成は（書面により）図られているか ※林業専用道（規格相当）整備においては採択要件のため、承諾の書面を添付すること		
	ウ 間伐等を計画している選定経営体等と調整し、効率的な施業を実現させる適切な法線計画となっているか		
(3)	各種設計指針に即した計画となっているか ※例 新潟県林業専用道作設指針 新潟県作業道作設指針		
(4)	要領等に定める採択要件を満たしているか（以下抜粋）		
	ア 生産基盤強化区域において行われるものであるか ※点検診断においてはこの限りでない（県要領別表1参照）		

	項目		チェック欄	備考
(4)	イ	選定経営体による間伐等が計画されているか ※事業計画書に記載すること ※林業専用道（規格相当）整備（補強含む）は開設後3年以内、森林作業道整備（補強含む）は開設後2年以内に出材を伴う施業が計画されていること		
	ウ	（林業専用道（規格相当）整備の場合）利用区域は10ha以上か		
(5)	施設管理の見通し		—	
	ア	事業完了後、各種台帳への登載がされることになっているか		
	イ	林業専用道（規格相当）において、適切な維持管理がなされることとなっているか		
(6)	（林業専用道（規格相当）整備の場合）設計・技術審査会が承認した報告書が添付されているか			
(7)	路網の規模、構造、配置については目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか			
(8)	個人施設への補助ではないか、また目的外使用のおそれはないか			
(9)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか			

〈備考欄〉

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称） 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）
着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

路線名		
事業種目・工種	※種目と工種の記載は事業計画書と一致させる	
施行箇所		
施行方法	直営、請負の別	
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	契約者氏名 (会社名等)	住所 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
	設計金額（予定価格）	

添付書類

請負契約書の写し、着手届けの写し、工程表の写し、実施設計書の写し

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名 (名称) 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業 (路網整備)
完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定のあった標記事業について、
下記のとおり完了したので報告します。

記

(1) 林業専用道 (規格相当) ・森林作業道について

路線名		
事業種目・工種	※種目と工種の記載は事業計画書と一致させる	
施行箇所		
施行方法	直営、請負の別	
着手年月日		
完了年月日		
施行内容	契約者氏名 (会社名等)	住所 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
	設計金額 (予定価格)	

(2) 関連条件整備活動について

実施内容	事業費

添付書類

- 1 工事完了写真
- 2 事業実施主体の検査調書の写し
- 3 出来高設計書の写し
- 4 事業計画書の計画内容に対して実績内容を記載した資料 (事業計画書の様式を準用)

新潟県知事 様

申請者
住 所
氏名（名称） 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって
整備した施設等の転用承認申請書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって取得した施設等について、下記のとおり転用したいので、承認されたく申請します。

記

1 事業実施主体

2 転用しようとする理由

3 転用の内容

工 事 年月日	事業種目	事業内容			事業費	交付金額	うち国交付金
		工種・施設区分	構造又は規格	数 量			

4 添付資料

(1) 位置図

(2) 転用計画図

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称） 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって整備した施設等の
管理主体の変更承認申請書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって取得した施設等の管
理主体を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 管理主体の変更を必要とする理由
- 2 承認申請にかかる施設の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 構造及び規模
 - (4) 事業費
 - (5) 交付金額
 - (6) (5)のうち、国交付金額
 - (7) 施設等の効果
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 変更しようとする管理主体の名称とその業務等の内容
 - (2) 変更しようとする時期
 - (3) 変更後における管理・利用の方法、利用計画
 - (4) その他必要な事項
- 4 変更前の利用実績
- 5 添付資料
 - (1) 変更前の管理規定等
 - (2) 変更後の管理主体が行う予定の管理規定等

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称） 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって
整備した施設等の被災報告について

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）によって取得した施設等が下
記のとおり被災したので報告します。

記

- 1 被災した施設の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 所在地
 - (4) 構造及び規模
 - (5) 事業費
 - (6) 取得年月日

- 2 被災の概要
 - (1) 被災の原因
 - (2) 被災の程度

- 3 復旧計画
 - (1) 応急措置
 - (2) 復旧計画
 - ア 復旧見込額
 - イ 復旧時期

- 4 添付資料
 - (1) 図面
 - (2) 被災状況写真

〇〇〇設計・技術審査会 様

申 請 者
住 所
氏名（名称） 印年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）における
林業専用道（規格相当）整備に係る承認申請書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）において、下記のとおり林業専用道（規格相当）整備を実施したいので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）実施要領第 10 の 2 の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

1 事業の内容

施工地 (市町村名)	路線名	工種	施工延長 (m)	平均横断地山 傾斜度 (°)	事業費 (千円)	単価 (円/m)

2 添付資料

- (注) (1) 路線ごとの平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認できる資料を添付すること。
- (2) 事業実施主体が自ら工事を実施しようとする場合は、その理由及び技術的な適正性（建設業許可、有資格者、工事請負実績等）が判断できる資料を添付すること。

〇〇〇設計・技術審査会 様

申請者
住 所
氏名 (名称) 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業 (路網整備) における
林業専用道 (規格相当) 整備に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって承認の通知のあった事業について、林業・木材
産業成長産業化促進対策事業 (路網整備) 実施要領第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり
変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

施工地 (市町村名)	路線名	工種	施工延長 (m)	平均横断地山 傾斜度 (°)	事業費 (千円)	単価 (円/m)

3 添付資料

- (注) (1) 変更後の平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認できる資料を添付すること。
(2) 数量や事業費等については、上段に変更前を () 書き、下段に変更後を裸書きとする。

新潟県知事 様

〇〇〇設計・技術審査会

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）における
林業専用道（規格相当）整備に係る審査報告書

標記事業について、下記のとおり審査したので報告します。

記

1 審査内容

施工地 (市町村名)	路線名	工種	施工延長 (m)	平均横断地山 傾斜度 (°)	事業費 (千円)	単価 (円/m)

2 審査結果

3 添付書類

事業実施主体の承認申請書（変更承認申請書）の写し、審査記録

年度

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

事業計画

1 路網整備及び森林整備の方針について

(事業実施する生産基盤強化区域における、路網整備及び森林整備に係る将来像と課題について記載)

2 計画内容

事業実施主体	市町村名 路線名	生産基盤 強化区域 名	事業内容						平均横断地山傾斜		事業費 千円	単価 円/m	計画路線 の森林経 営計画等 への位置 付け	造林・間伐等計画				路網密度			備考		
			事業 種目	工種	規格	利用区 域面積	利用区域内の既存路網延長			傾斜度 (°)				区分 (A・B・C)	現状値			目標値					
							国道・県道・ 市町村道	林道(森林 内に開設さ れた広域的 な農道等 を含む)	旧作業道(旧作業路 (ワークロード)を除き、 森林内に開設され た森林施業に供さ れる農道等を含む)						数値	単位	年度	数値	単位	年度			
													造林		-								
													間伐				m/ha			m/ha			
													その他 ()										
計																							

- (注) 1 事業種目は、「林業専用道(規格相当)整備」又は「森林作業道整備」を記載する。
 2 利用区域面積は「林業専用道(規格相当)整備」「森林作業道整備」それぞれについて記載する。
 3 「平均横断地山傾斜」は「林業専用道(規格相当)整備」のみ記載する。傾斜区分については、国要領の別紙1のⅠの1の(3)のとおり。
 4 「造林・間伐等計画」は、開設後3年以内の森林整備計画面積を記載する。
 5 「路網密度」は利用区域を分母として記載する。なお、現状値は事業実施前年度(場合により前々年度)、目標値は事業実施年度。
 6 備考欄に、施行方法(請負・直営の別)を記入。
 7 変更計画書の場合は、上段:当初 下段:変更後として記載する。
 8-1 位置図(縮尺1/50,000)、及び平面図(縮尺1/5000程度)を添付すること。
 8-2 位置図には生産基盤強化区域及び計画路線を記載すること。
 8-3 平面図には生産基盤強化区域(全域でなくてよい)、計画路線、間伐等計画(位置及び面積等)及び利用区域を記載すること。
 9 国要領の別表1のⅠの1の3「路網整備」の(2)の①のイのチェックリストを添付すること。
 10 本表を事業完了報告書に添付する場合は、表中の「計画」を「実績」と読み替えて記載する。